

雨水流出抑制に資するグリーンインフラ事業協力者選定審査委員会

設置要綱

制定 令和7年6月17日 施行 7都市基調第147号

(目的)

第1 雨水流出抑制に資するグリーンインフラの実装拡大及び効果検証を目的として、民間施設にモデル施設を整備する事業協力者の選定に関する審査を行う委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、東京都が申請のあった事業者の中から本事業の事業協力者に適した者を審査し、選定することに関する事項とする。

(委員等)

第3 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、都市整備局都市基盤部長をもって充てる。

3 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員以外の出席)

第4 委員会は、所掌事項の審議に際し、必要があると認めるときは、関係者から意見を聴き、又は説明を求めることができる。

2 委員は、やむを得ない事情により委員会に出席できないときは、委任状により代理者を出席させることができる。

3 代理者は、委員と同一の機関に属する者で委員が定める者とする。

(委員委嘱期間)

第5 委員の委嘱期間は、委員委嘱の日から1年以内とする。

(会議の招集)

第6 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、対面、オンライン、対面とオンラインの併用又は書面により開くことができる。

(審査の方法)

第7 委員会は、以下の方法で事業協力者の選定を審査する。

1. 一次審査として、行政委員により、申請内容の審査を実施する。
2. 一次審査結果の内容の妥当性について、専門的知見を有する学識経験者による二次審査を行い、事業協力者を決定する。

(謝礼金の支払)

第8 都市基盤部長は、委員に対し、謝礼金を支払うことができる。

(禁止事項)

第9 委員は、委員会を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、委員長が必要と認める場合を除き、協力者選定終了までの間に、本事業に関して申請者と個別に接触してはならない。

(庶務)

第10 委員会の庶務は、都市整備局都市基盤部調整課において処理する。

(雑則)

第11 この設置要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年6月17日から施行する。

別表 1

(行政委員)

◎委員長	東京都都市整備局都市基盤部長
委員	東京都都市整備局総務部企画技術課長
委員	東京都都市整備局都市基盤部調整課長
委員	東京都都市整備局都市基盤部施設計画担当課長

(学識経験者)

委員	朝日 ちさと	東京都立大学都市環境学部 教授
委員	二瓶 泰雄	東京理科大学創域理工学部 教授
委員	福岡 孝則	東京農業大学地域環境科学部 教授

(事務局)

東京都都市整備局都市基盤部調整課